指定管理者総括評価シート

1　施設の概要

施設名称	盛岡市立青山老人福祉センター	所在地	盛岡市青山三丁目37番7号
施設の設置目的・概要	老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、地域福祉の増進を図るため設置した施設である。		
建物・設備の概要	鉄筋コンクリート造3階建　敷地面積（2,222.98㎡）、延床面積（412.48㎡） 教養娯楽室、大集会室、控え室、健康相談室、生活相談室	設置年月日	昭和54年2月1日

2　指定管理者が行う業務等

指定管理者名	社会福祉法人　盛岡市社会福祉事業団	所管課名	長寿社会課
指定期間			
指定管理業務の内容	(1)　老人の生活・健康相談等に関すること。 (2)　センターの使用承認等に関すること。 (3)　センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 (4)　教養文化に関する講座の実施業務 (5)　その他市長が定める業務	指定管理料（千円）	R1　8,693 千円 R2　8,754 千円 R3　8,761 千円 R4　8,804 千円 R5　8,804 千円
制度導入によって目指す施設の姿	高齢者福祉の増進、地域と連携した施設運営を図る。		

3　評価結果

総合評価	C	単位内の施設	令和3年度	令和2年度	令和元年度
		青山地区活動センター	AA	AA	AA
		青山老人福祉センター	A	A	C

施設所管部の			
管理運営方法の検討			
	指定期間中の導入効果及び課題		苦情の件数、利用者評価等に関する数値目標について、概ね達成できており、利用者サービスの向上が図られた。
	今後の管理運営方法		■　指定管理者制度　　□　直営
		理由	・利用者サービスの向上が図られている。 ・直営による場合、市が直接雇用する職員の柔軟な勤務シフトが組みにくく、効率的な人員の配置が難しいという課題が生じる。 　よって、上記の現状及び直営としたときに生じる課題を検討した結果、今後も引き続き指定管理者制度を継続することが適当と判断する。

の評価	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	□ 延長　□ 公募　■ 非公募 （理由：コミュニティ地区組織（地区福祉推進会等）の事務局の設置を認めている施設については，コミュニティ活動及び地域福祉活動の一層の活性化を図る観点から，地域の人材を積極的に活用しながら，事務局機能と一体的に管理運営を行う必要があるため。）
	所在地に対する団体の条件	■ 市内　□ 制約を設けない（理由：　　）
	管理形態	□ 単館管理　■ 一体管理 （施設名及び理由：青山地区活動センター。複合施設を一者が管理することで経費の節減や利用者の利便性が図られるため。）
	今後の改善点	
	・ホームページの充実や周知活動の徹底により，新規利用者の拡大を図る。	
制度担当部の意見		

※評価基準

総合評価	
S	【年度評価】の全てがAA以上かつ、Sが1つ以上である。※1単位内に複数施設がある場合は、1施設ごとにSが1つ以上である。
AA	【年度評価】の全てがA以上である。
A	【年度評価】のA以上が半数以上含まれている。※ただし、Cが一つ以上ある場合はC評
B	【年度評価】のBが半数を超えている。※ただし、Cが一つ以上ある場合はC評価
C	【年度評価】にCが含まれている。